

中心市街地活性化基本計画の認定手続の特例

国家戦略中心市街地活性化事業

国家戦略特別区域法第24条の3 令和3年8月1日施行

特例措置前

- 市町村は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、対象とする区域や目標を定めた中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 内閣総理大臣は、基準に適合すると認めるときは、その認定をする。
(根拠)
 - ・中心市街地の活性化に関する法律第9条第1項及び第10項

ニーズ

- 中心市街地活性化施策について、国家戦略特区事業との連携を図ることで効果を高めたい。

特例措置

- 中心市街地活性化基本計画に係る内容が記載された区域計画の認定^{※1}がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の認定^{※2}がなされたものとみなす。

※1 国家戦略特別区域法第8条第7項の認定

※2 中心市街地の活性化に関する法律第8条第10項の認定

(活用例)

- ・道路の占有基準の緩和特例によるオープンカフェの設置等と併せて、市街地におけるイベント開催などの活性化事業を実施する場合
- ・滞在施設の旅館業法の適用除外(特区民泊)と併せて、特区民泊を利用する観光客等を含む公共交通機関の利用者の利便増進事業を実施する場合
- ・スーパーシティの区域計画の作成と併せて、新たに中心市街地活性化計画を作成・変更する場合

効果

- 中心市街地活性化施策と国家戦略特区事業の相乗効果を創出